

第7部

治療と仕事の 両立について



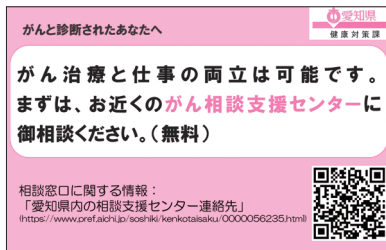
1 治療を続けながら働きたい

【1】就労に関する不安や悩み

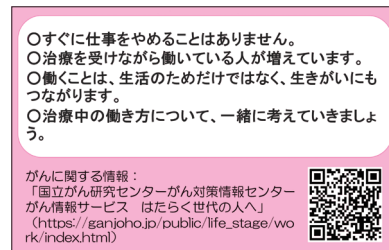
がん医療の進歩により、外来で治療を受けながら働く人が増えていきます。がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターでは、がんの治療や療養生活に関する相談だけでなく、就労に関する相談についても対応しており、患者さんが治療と仕事を両立できるよう支援しています。

愛知県では、がん診療連携拠点病院等の協力を得て担当医などから患者さんに以下のカードを配布しています。がんと診断され動揺している時には、仕事をやめるなどの人生で重大な決断をしてはいけません。まずは、がん相談支援センターへ相談することをお勧めしています。

がん診断時に担当医などから患者さんに渡すカード



表面



裏面

●国立がん研究センター がん情報サービス

「はたらく世代の方へ」

https://ganjoho.jp/public/life_stage/work/index.html



【2】チェックリストの活用

治療と仕事を両立するには、まずは担当医と職場に働く意思があることを伝えることが必要です。その上で、病状や就労可能な時期、配慮が必要なことなどについて担当医や職場と情報を共有し、連携していくことが重要となります。

愛知県では、治療と仕事の両立を望む患者さんの一助となるよう、医療機関や職場に対し、どのような行動を取ったらよいのかをまとめたチェックリストを作成しましたので、ご活用ください。

がん治療と仕事を両立するためのチェックリスト

ア がんと診断されてから治療開始まで

- ①担当医に病状、治療の内容及びスケジュール(治療計画)をよく確認する。
- ②担当医の説明をふまえて、担当医や医療スタッフに治療と仕事の両立を望むことを伝える。
- ③担当医や医療スタッフに、自分の職場や仕事に関する情報^(※1)を伝える。
- ④職場の就業規則の内容を確認し、休職・休暇などの制度を把握する。
- ⑤診療のこと以外でも、治療費や療養生活、治療と仕事の両立に関する疑問や悩み、不安がある場合は、相談窓口^(※2)に相談する。
- ⑥職場の上司や人事担当者に、病状や治療計画を説明し、働き続けたいことを伝える。
- ⑦必要に応じて担当医に診断書の作成を依頼し、職場に提出する。

イ 治療開始から職場復帰時まで

- ①担当医に病状、治療計画及び職場復帰に向けた注意点を確認する。
- ②職場復帰に関する不安や疑問は、担当医や相談窓口^(※2)に相談する。
- ③必要に応じて担当医に診断書^(※3)の作成を依頼し、職場に提出する。
- ④職場の上司や人事担当者に病状や今後の治療計画を伝える。
- ⑤職場の上司や人事担当者に就労が可能であることを伝え、就労上の制限や配慮など復帰に向けて必要なことを相談する。

ウ 職場に復帰した後(通院治療中を含む)

- ①病状及び就労上の制限や配慮などについて、職場の理解と協力が得られるように努める。
- ②服薬や療養上の注意点について担当医の指示に従い、定期的に診療を受ける。
- ③治療の節目には担当医に病状や今後の治療計画についてよく確認する。
- ④病状の変化に応じて、就労上の制限や配慮すべきことも変わっていくため、職場と医療機関の情報のやりとりに積極的に取り組む。(必要に応じて診断書^(※3)を提出する。)
- ⑤担当医に相談して、できる限り仕事に影響が少ない通院日時を確保する。
- ⑥病状の変化を感じた場合は、職場に報告するとともに、速やかに受診する。

(※1) 担当医や医療スタッフに伝えることが望ましい情報

- 採用の身分(正職員、パート、アルバイトなど)
- 業種(農業、建設業、サービス業など)
- 職種(事務職、専門職・技術職、営業職など)
- 役職、職位
- 職場への通勤状況(距離、方法、時間)
- 就労時間、就労日数
- 時間外勤務の頻度、時間
- 休職・休暇制度

(※2) 相談窓口

がん診療連携拠点病院等の相談窓口:がん相談支援センター

拠点病院以外の医療機関の相談窓口:医療福祉相談窓口、患者相談窓口など

【相談窓口での就労などに関する主な相談内容】

- 職場への病状の伝え方
- 治療との両立に関する悩みや不安
- 休職の仕方や休職中の健康保険給付について
- 職場復帰に向けての職場への対応について

(※3) 担当医に確認すべき(診断書の中に盛り込むことを求める)情報

- 現時点での「就労」の可否や「就労可能」となる時期
- 治療計画
- 治療により生じる可能性のある副作用や障害
- 就労上の制限や配慮

【3】円滑な情報共有のために

治療と仕事を両立するためには、患者さん、職場及び担当医が病状や就労可能な時期、工作上、配慮が必要なことなどについて、情報共有し連携することが重要となります。

そのため、情報提供書等の例(次のアからウの3例)を作成しましたので、ご活用ください。なお、以下の様式について、愛知県のホームページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/bunshosakusei.html>)からダウンロードできます。

ア

就労状況等に関する 情報提供書の作成依頼 (本人から職場へ)

(例)

(1: 本人→事業者)

「就労状況等に関する情報提供書」の作成依頼について

年 月 日

(事業者・人事担当者) 様

(住所)
(所属部署)
(氏名)

がん治療と就労の両立のため、私の業務内容等の下記1の情報を下記2の医療機関へ提供するための「就労状況等に関する情報提供書」を作成してください。

記

1 情報提供項目
○業務の具体的内容
○勤務形態
○適用可能な休暇等

2 情報提供先医療機関

イ

「就労状況等に関する 情報提供書」 (職場から担当医等へ)

(例)

(2: 事業者→医療機関)

就労状況等に関する情報提供書

第 ○○○号
年 月 日

○〇病院 (診療所) 管理者様

(住所) 〒
(法人名) ○〇株式会社 ○〇事業所
(記入責任者) 氏 印

弊社社員のがん治療と就労の両立支援のため、当該社員の就労状況等について、下記のとおりお知らせします。

また、当該社員の職場復帰や就労上の配慮の事項にするため、可能な限り詳細な診断情報を診断書として患者本人へ提供してください。(診断書作成例は別紙のとおり)

記

氏名	(性)年 月 日 籍 平 年 月 日(生)	歳	性別	男・女
業務の具体的内容				
職 業	※安全配慮上留意すべき業務 (車輦運転、重量物取扱い、上肢の巧緻作業、高所作業、その他())			
働 業	勤務形態 フレックスタイム制度 有() 無()			
仕 事	定時勤務			
に 関	週()日勤務、勤務時間()時～()時まで			
する 情	休憩時間()時～()時まで			
報	休日(月・火・水・木・金・土・日)			
息	交代勤務 内訳()			
情	その他連絡事項			
報	年次有給休暇 日数()日(休暇付与期間 月 日から1年間) 記載日(年 月 日)現在の残日数 日(年 月 日まで)			
用	※期間単位の有給休暇制度 有()時間・無()			
可	備付(病欠)休暇(休暇) 有()日・無()			
能	※期間単位の備付休暇制度 有()時間・無()			
な	その他			
休				
暇				
等				

※上記内容が本書の宛先医療機関に提供されることに同意します。
署名

㊦ 「診断書」(担当医等から本人を経由して職場へ提出)

(例)

(3: 医療機関→本人→事業者)

診断書 (就労支援用)

年 月 日

医療機関名 _____

所在地 _____

TEL/FAX _____

医師氏名 _____ 印

患者氏名	性別 (男 ・ 女)
生年月日 昭 ・ 平 年 月 日生 (歳)	
住所	
病名	
今までの経過 <small>(診断までの経過、診断後の診療経過等)</small>	
現在の病状 <small>(治ゆ・安定・不安定、等)</small>	
現在の疾病、治療に伴う障害	
就労の可否及び就労可能となる時期 就労 可 (年 月頃から就労可能) 条件付き可 不可 (年 月頃まで就労不能の見込み) [条件付き可の場合の就労条件] (1) 就業時間 (2) 業務内容 (3) その他	
今後の診療計画 <small>(〇か月に一度入院加療が必要、等)</small>	
今後の治療等により起こりうる障害	
その他の連絡事項	

(注) 本診断書は、〇〇〇〇年〇月〇日付け第〇〇〇号で (事業所名) から発行された「就労状況等に関する情報提供書」に基づいて記載したものである。

ア「就労状況等に関する情報提供書の作成依頼」(本人から職場へ)

現在の本人の業務内容等について、治療を受けている担当医等に情報提供を行うため、本人が職場に対し、文書作成を依頼するものです。

イ「就労状況等に関する情報提供書」(職場から担当医等へ)

本人の依頼に基づき、職場が本人の業務内容や休暇制度等の情報を記載し、担当医等に情報提供を行います。

ウ「診断書」(担当医等から本人を経由して職場へ提出)

職場の依頼に基づき、病名に加え、詳細な病状や就労可能となる時期の見込み、就労可能条件等を記載した診断書を担当医等に作成してもらいます。作成後、本人を経由して職場へ提出し、本人の就労支援に活かします。

文書を利用するイメージ



【4】社会保険労務士などによる就労に関する専門相談

がん患者さんが治療と仕事を両立できるよう、労務管理や社会保険を専門とする社会保険労務士を配置して専門相談を実施しているがん診療連携拠点病院等もあります。

健康保険や傷病手当金などの手続きや勤務先に病気のことをどう伝えたらよいかなど、就労に関する様々な相談に無料に対応しています。

原則、予約制となっていますので、事前に電話にてお問い合わせください。

がん診療連携拠点病院等における社会保険労務士による専門相談

(2022年4月1日現在)

医療機関名	社会保険労務士による専門相談の実施状況		予約の要否	院外患者の相談対応の可否等
愛知県がんセンター	月2回	毎月第2木曜日・第4月曜日 13時30分～16時30分	原則として予約制。 当日相談が入れば柔軟に対応。	可
独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	年4回	3・6・9・12月 第3水曜日 10時～12時30分	要予約	可
名古屋大学医学部附属病院	月1回	毎月第1水曜日 (祝祭日の場合は第2水曜日) 10時～12時(1人40分以内)	要予約	可
独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	月1回	毎月第3水曜日 13時30分～16時30分	予約優先	可
名古屋市立大学病院	月1回	毎月第1水曜日 10時～12時	否	要相談
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院	調整中	—	—	—
日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院	月1回	毎月第3火曜日 14時～16時	要予約	可
公立陶正病院	月1回	毎月第3水曜日 10時～12時	予約優先	可
藤田医科大学病院	月1回	毎月第1金曜日 11時～13時	要予約	可
愛知医科大学病院	月1回	毎月第4水曜日 10時～12時	予約優先	可
一宮市立市民病院	月1回	毎月第4火曜日 10時～12時 (祝日の場合等変更あり)	予約優先	可
小牧市民病院	月1回	毎月第2木曜日 10時～12時	原則予約制。 予約枠に空きがあれば対応する。	要相談
半田市立半田病院	月1回	毎月第3金曜日 10時～12時	予約優先	可
岡崎市民病院	月1回	毎月第4水曜日 10時～12時 (1人40分以内)	要予約	可
愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	月1回	毎月第2金曜日 10時～12時	要予約	可
春日井市民病院	月1回	毎月第3木曜日 10時～12時	要予約	否
愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院	月1回	毎月第3金曜日 10時～12時	予約優先	可
医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院	月1回	毎月第1木曜日 10時～12時	原則予約制。 予約枠に空きがあれば当日でも対応可能。	可
豊川市民病院	月1回	毎月第3火曜日 10時～12時	予約優先	可

愛知県がんセンター、名古屋大学医学部附属病院、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター、豊橋市民病院では、ハローワークによる出張相談が行われています。

ハローワークによる出張職業相談

がんの治療により離職された方、働いているが離職を考えている方、就業経験がない方などで働きたいと思っている方に対し、ハローワークの就職支援ナビゲーター(専門の就職支援担当者)が、就職の相談、求人情報の提供、職業訓練のご紹介などの支援を行っています。原則、予約制で、相談は無料です。

(2022年4月1日現在)

医療機関名	開催日時	院外患者の相談対応の可否等	問い合わせ先
愛知県がんセンター	毎週木曜日 10時～16時30分 (祝日の場合はなし)	可	地域医療連携・ 相談支援センター 052-762-6111(代表)
※ハローワーク名古屋東で直接ご相談いただくこともできます。 ハローワーク名古屋東 長期療養者職業相談窓口 住所:〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2 電話番号:052-774-2886			
名古屋大学 医学部附属病院	毎月第2火曜日 10時～12時、13時～15時	可	地域連携・患者相談センター 052-741-2111(代表)
※ハローワーク名古屋東で直接ご相談いただくこともできます。 ハローワーク名古屋東 長期療養者職業相談窓口 住所:〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2 電話番号:052-774-2886			
名古屋市立大学 医学部附属 西部医療センター	毎週木曜日 11時～12時、13時～16時	可	がん相談支援センター 052-991-8121(代表)
※ハローワーク名古屋中で直接ご相談いただくこともできます。 ハローワーク名古屋中 長期療養者職業相談窓口 住所:〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 電話番号:052-855-3740			
豊橋市民病院	毎週木曜日 11時～12時、13時～16時	可	患者総合支援センター 0532-33-6111(代表)
※ハローワーク豊橋で直接ご相談いただくこともできます。 ハローワーク豊橋 長期療養者職業相談窓口 住所:〒440-8507 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎1階 電話番号:0532-52-7193			

愛知県がん患者アピアランスケア支援事業

県では、がん患者の就労や社会参加を支援し療養生活の質の向上を図るため、がん患者の医療用ウィッグや乳房補整具の購入費を助成する市町村を支援しています。詳細は、お住まいの市町村にご確認ください。



この他、次の医療機関では、愛知産業保健総合支援センターによる出張相談が行われています。

愛知産業保健総合支援センターによる両立支援相談

電話・面談等により、治療と職業生活の両立支援に関する職場・患者等からの相談に応じています。

(2023年4月1日現在)

医療機関名	開催日時 (祝日の場合はなし)	院外患者の 相談対応の可否等	問い合わせ先
愛知県がんセンター	[両立相談] 毎月第1月曜日・第3木曜日 13時～16時 (ミニセミナー非開催日、 相談のみの場合) [ミニセミナー] ・ミニセミナー 12時～12時30分 ・相談 12時30分～15時 (偶数月 第1月曜日) (奇数月 第3木曜日)	可	地域医療連携・ 相談支援センター 052-762-6111(代表)
名古屋大学 医学部附属病院	毎月第3火曜日(要予約) 13時～16時 (1人90分以内) (祝祭日の場合は第3水曜日)	要相談	地域連携・ 患者相談センター 052-741-2111(代表)
名古屋市立 大学病院	毎月第4火曜日 13時～16時	要相談	がん相談支援室 052-851-5511(代表)
日本赤十字社 愛知医療センター 名古屋第一病院	随時(要予約)	可	患者相談支援センター 052-485-3503(直通)
日本赤十字社 愛知医療センター 名古屋第二病院	随時(要予約)	可	がん相談支援センター 052-832-1121(代表)
名古屋記念病院	不定期(必要時に対応)	可	がん相談支援センター 052-804-1111(代表)
旭労災病院	平日 12時～16時	可	相談室 0561-54-3131(代表)